許　可　条　件

１．工事着手及び施工の際は、小郡市長（施設管理課）と事前に協議を行い指示及び検査を受けること。

２．工事着手前に所轄警察署長の道路使用許可を受けること。

３．工事は、一般交通に支障のないように施工すること。安全対策については道路使用許可を遵守すること。

４．工事現場における事故等については、全て申請者にて処理すること。

５．工事施工の際、現道を損傷した場合は責任を持って復旧すること。また、道路側溝及び水路へ土砂等が流入した場合は速やかに除去すること。

６．工事竣工後から１年以内において、申請箇所に補修が必要だと判断されたときは、速やかに補修をすること。

７．竣工届提出の際は、必ず工程写真（特に不可視部の出来形等）を添付すること。

８．当初申請内容に変更が生じた時は、速やかに協議すること。